（定期事業者検査の実施）

第五十二条　定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三　各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

（定期事業者検査の記録）

第五十三条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（定期安全管理審査の実施時期）

第五十五条　法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

（定期安全管理審査の対象となる事項）

第五十六条　法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二　検査記録の管理に関する事項

三　検査に関する教育訓練に関する事項

2　直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

（定期安全管理審査結果の通知）

第五十七条　法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一　審査を受けた組織の名称

二　審査年月日

三　審査の結果

2　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第七項の通知（機構が行った法第四十三条の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（電磁的方法による保存）

第五十八条　第三十三条第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十三条の三の十三第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「法第二十三条第二項」を「法第四十三条の三の五第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第一号中「法第二十三条第二項第三号」を「法第四十三条の三の五第二項第三号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　発電用原子炉施設の位置

(1)　敷地の面積及び形状

(2)　敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ　発電用原子炉施設の一般構造

(1)　耐震構造

(2)　耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第〇〇〇号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　その他の主要な構造

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(1)　発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

(i)　構造

(ii)　燃料体の最大挿入量

(iii)　主要な核的制限値

(iv)　主要な熱的制限値

(2)　燃料体

(i)　燃料材の種類

(ii)　被覆材の種類

(iii)　燃料要素の構造

(iv)　燃料集合体の構造

(v)　最高燃焼度

(3)　減速材及び反射材の種類

(4)　原子炉容器

(i)　構造

(ii)　最高使用圧力及び最高使用温度

(5)　放射線遮蔽体の構造

(6)　その他の主要な事項

ニ　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

(1)　核燃料物質取扱設備の構造

(2)　核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

(3)　核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力